

# 苫小牧市特別職議員報酬等審議会会議録

日時：平成29年2月6日（月）午後1時30分

場所：苫小牧市役所9階第1委員会室

## 苫小牧市特別職議員報酬等審議会議事録

日時：平成29年2月6日（月）13：30～14：50

場所：苫小牧市役所9階第1委員会室

### ○開会

定刻となり開会する。給与厚生課長が進行役となり、審議会次第のとおり進行する。

#### 1 委嘱状交付

本審議会の委員を勤めていた苫小牧市町内会連合会の松原前会長の退任に伴い、谷岡新会長への委嘱状交付を行った。

#### 2 副市長挨拶

開会にあたり、佐々木副市長から挨拶を行った。

#### 3 諮問書交付

佐々木副市長から松本会長に対し、諮問書が交付された。

#### 4 委員、事務局紹介

それぞれ自己紹介を行った。

#### 5 審議

##### (1)会長代理者指定

松本会長より会長代理を指定していただき、谷岡委員が会長代理に指定された。

##### (2)会議の運営について

会議は一部公開とし、会議録は公表すると決定した。

会議録は要点記録方式とし、委員の発言は「委員」と表記すると決定した。

先に諮問事項である推進委員の報酬額について審議し、次に特別職の報酬等の現状及び、政務活動費の内容について意見交換を行うこととされた。

【主な発言等】

- |     |  |
|-----|--|
| 会長  | それでは、審議会次第にしたがって審議を進めるが、今回の審議会からの変更点として、事務局より会議録を市のホームページにおいて公開したいとの提案がある。事務局提案のとおりとしたいが、皆様の意見を伺う。 |
| 委員  | 特になし。  |
| 会長  | それでは、会議録については事務局提案のとおりとする。   |
| 会長  | 諮問事項があるので、農業委員会の委員新設に係る報酬額について事務局から説明をお願いします。  |
| 事務局 | 配布した資料に基づき、事務局から説明がなされた。   |
| 会長  | ただいま事務局より説明があった。もう少し詳しく聞きたいのだが、新たに推進委員を設置するということで、現在の農業委員と、このたびの推進委員の具体的な違いは。                      |
| 事務局 | 組織としては一つの農業委員会というものなのですが、主に現場活動をする推進委員と、現場活動を含めて、総会等で議決等審議する農業委員とに分かれて活動していく形に変更になりました。            |
| 会長  | 現在の農業委員の定員は何名か？  |
| 事務局 | 現在は、選挙で選ばれた委員が8名、推薦で選ばれた学識経験者等が5名の、合計で13名です。これを、農業委員7名、推進委員6名とします。                                 |
| 委員  | 13名いるところを、7名と6名のそれぞれ分けるということで人員は増えないということか。  |
| 事務局 | はい。  |
| 委員  | 分割することにより、今の農業委員の仕事量などは増減があるのか。  |

事務局	今回新たに法定化された仕事の部分が、推進委員の仕事になるのですが、現在農業委員が行っている仕事も継続して行いますので、推進委員に新たに備わった仕事量がプラスとなります。
委員	総体的に仕事量が増えるということか。
事務局	はい。
委員	今回法改正される目的は、農業委員が推進委員の代わりにすることはできないものか。資料の中に農業委員が現場活動をすることは可能であると書いてあるので、推進委員の仕事もできるのではないかと思うが。
事務局	<p>1つ目の質問に関しては、農業委員がその主たる使命である農地利用最適化の推進をよりよく果たせるために国が法改正を行ったことがその目的です。</p> <p>2つ目の質問に関しては、農業委員と推進委員の連携についてだと思いますが、新しい法律では、推進委員を置かないことができる条件がありまして、その条件とは、市内の遊休農地が1%以下であり、なおかつ、農業者の担い手の方が、農地を利用している面積の割合が70%以上あることとされています。</p> <p>本市の場合、市の農地に市有の放牧場と酪農学園大学の農地があり、必然的に70%未満になってしまうことから、推進委員を置かなければならない市町村になっているということです。</p>
委員	苫小牧の畑作農家は何件ぐらいあるのか。畑作農家の中に畜産は含まれているのか。
事務局	畜産も牧草地ということで畑と同じ扱いになりますので含まれております。平成27年4月1日現在の数字になりますが、総農家数が64件、その中で、販売活動をしている農家が51戸あります。残りの13戸が、自身で農地を持っており、農地を貸し出しているような農家になります。
委員	農業委員会法の改正によるということだが、近隣の市町村の動きは。

事務局	<p>胆振管内に10の農業委員会がありますが、そのうち、28年4月に法律が施行されたと同時に新体制に移行されたところが洞爺湖町、平成30年7月に改選期がある安平町がその改選期に合わせて新体制に移行されます。苫小牧市を含めた残りの8つの農業委員会は平成29年7月に改選期があることから、29年7月に新体制に移行することとなっています。</p>
委員	<p>どこも改選期に合わせて新体制に移行していると考えてよいか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
委員	<p>確認になるが、推進委員を置かなくていい条件を満たしている市町村は、既に最適化が図られているため、免除されているけれども、苫小牧市はその条件を満たしていないため、推進委員の設置が必要であるという認識でよいか。また、金額設定の理由として、現行の農業委員と同様の業務量だと判断したためとあるが、農業委員は合議体として、推進委員は現場活動をしているということで、若干仕事内容が違うような気がするが、それも含めて同等と判断した根拠を教えてください。具体的には年に何回か会合が開かれるとか、現場にどの位出るものなのか、その辺りの説明を。</p>
事務局	<p>農業委員会で行われる総会は、毎月必ず1回あります。そのほか臨時で開催が必要なものについては、随時開催しています。農業委員の業務については、農業者の方から日常的に相談を受け入れたり、事務局からいろいろな対応を依頼したりしているので、何件というよりは、そのつど対応していただいている状況です。</p> <p>仕事の中身については、ほぼ同じ業務を、それぞれの委員が連携を取って行うような形を想定しています。推進委員は総会への出席義務はありませんが、案件によっては出席していただかなければ審議できないこともありますので、総会への出席を基本的には依頼していくことになります。</p> <p>したがって、農業委員とほぼ同様の業務内容になると想定されることから、農業委員と同額とした次第です。</p>
委員	<p>理解した。</p>

委員 農業委員会は月1回総会を実施する必要があるのか。

事務局 農地の貸し借りですとか、一時転用とって、農地を一時的に転用する許認可業務がありまして、大体毎月1,2件、多い時には4,5件審議事項があるような状況です。

委員 昔のように、区画変更を行っている時には地目変更登記が多かったと聞いている。最近そういうことは少なくなったのか。

事務局 完全になくなったわけではないのですが、まだ登記地目が畑になったままのところがあるので、土地の売買のときにはそのつど証明を出したりはしています。

委員 金額的なことになるが、農業委員の33,000円も少し高いように思えるが、金額には国からの補助金なども含まれているのか。

事務局 今現在も国から農業委員会交付金という補助金が出ておりまして、平成29年度農林水産省の予算にも、推進委員の活動分の予算が計上されています。申請方法等はまだ決まっていないのですが、財源としては国のほうから出る予定です。

委員 市からは出ていないのか。

事務局 トータルの部分で言いますと、全国で農林水産省の予算を分ける関係で、満額というような市町村はどこにもないので、全額補助はされていません

委員 理解した。

従来と比べて人員が増えるわけではなく、それが2つに分かれてそれぞれが活動していくこと、そして、仕事の量的にも減ることはないということで、この金額について増減をするという段階ではないと思うので、問題ないと思えるが、委員のみなさんよろしいか。

会長 よろしければ、続いて、特別職の報酬等の現状および政務活動費の内容について事務局より説明をお願いします。

事務局 配布した資料に基づき、事務局から説明がなされた。

委員 政務活動費については、公開されているので活動を見ることができるが、調査研究費と研修費の使い分けがよくわからない。調査研究費はほとんどが視察料となっていて、研修費というのはその団体が会合に出たときに使えるはずだが、使い分けはどのようなになっているのか。

事務局 視察研究費や調査研究費のほうですが、議員が先進都市や新たなものに取り組んでいる都道府県、市も含めそこへ行き、直接自身の目で確認や質問をして、得た内容を持ち帰り、色々な政策を市長部局に提案するなど目的を持った視察をしております。研修費につきましては、この度の政務活動費の研修や、議員が自分達で政策提案するようなものについてのものなど、色々な研修会に参加する費用として分けています。

委員 領収書も一緒に公開するということだが、例えば1円単位のものからなのか、それともある程度の金額以上からなのか。

事務局 基本的に領収書につきましては、1円以上から添付ということになっていますので、そちらの公開になると思います。

委員 領収書のチェック等は、議会事務局でやっているのか。

事務局 確認等につきましては、基本的には各会派の代表、責任者等でチェックしていただくこととなります。事務局でも必要に応じて相談させていただいており、最終的には年度1回の報告の際に、一通り確認しますし、場合によってはその都度相談がありますので随時対応しています。

委員 領収書は、すべて公開ということだが、現在一般企業ではレシート上に領収書と一緒にしているものもある。領収書と内訳書をもらったのチェックということになるのか。

事務局 領収書については支払調書、支払伝票という様式に、購入物の内容等の項目を必ず記載してもらい、記載責任者と会派代表の確認印を押印してはじめて領収書を添付する形になりますので、仮に領収書の中に明細がなくても、支払調書で詳細がわかるようになっています。

委員	公開は領収書のみになるのか。
事務局	いいえ、すべてを公開します。
委員	調査研究費や、資料関係の費用だけで政務活動費を使い切っているところもある。もう少し他に使うところがあるのではないかと思う。
事務局	各会派の考えがありますので、例えば図書などの購入費用を、政務活動費で支出するもの、自費で購入し政務活動費の支出にはなっていないものもそれぞれあるのだろうという受け止め方をしています。
委員	会派によって戻入金額が多いところがある。それを十分に活用していただいて、そのことによって市民に活動状況の還元をしたほうがいいと思う。
事務局	基本的に政務活動費の使用につきましては、会派の中で必要なものについてとなっています。ですので、使わない年もあれば、全て使うという年も出てきます。あくまで会派の状況によるため、政務活動費の使用金額の多寡が、それが政策に還元されたとか、市民の方に色々な提案をしたという判断基準にはならないと思います。
委員	理解した。要望として、十分活用してもらいたい。
委員	議員が調査研究に行くときに、ほとんどの場合全員で行くが、半分に分けた方が他の場所もいけるのではないか。視察するのであれば多くの場所を見たほうが効果的だと思うので、全員が行く必要はないのではないか。
事務局	各議員の方に直接確認しているわけではなく、事務局からみえる範囲ですが、会派であれば、ある大きな目的、共通の課題について勉強をしよう、調べていこうというのであれば、議員それぞれの捉え方も違うので、全員で行く場合もありますし、会派によっては数人に分けてグループで分散して行く場合もあります。そこは会派の特徴がある気がします。



委員 民間企業として考えると、代表者を調査に出して戻ってきて、内容を伝えてもらい、それから動きは始めるかと。その企業全員が、例えば幹部全員が行かないと始まらないわけではない。それだけ責任を持って行ってくればいい話だなと。民間企業の考え方とは違うと思うが。

事務局 地方議会において会派というのは政党というのと少し違う部分がありまして、ひとつの政策集団という側面もあります。その中で同じ問題について色々な観点で見られるケースもあるので、全員で行くようなことも起こりますし、会派によっては何人かの代表がいて報告をするという場合もあり、そこは会派の考え方があるのかなという感じがします。

委員 今現在の議員の人数ですが、失職者がいますよね？

事務局 現在 28 名が定数ですが、昨年 1 名ご逝去されまして 27 名になりました。その後、1 名が辞職しまして、現在は 26 名の欠員 2 名という形になっています。

委員 苫小牧市は月額ではなく、年額で活動費を出していますよね。失職した場合、その分の活動費はどうなるのか。

事務局 議員 1 名に対して 1 ヶ月 2 万 5 千円をまとめて 1 年間分、4 月 30 日に会派のほうに出しています。昨年ご逝去、失職された議員さんがいたのですが、それについては戻入という形でお金を戻していただいています。

会長 市長、副市長等特別職の報酬等につきましても意見を求められているので、その点についても意見をいただきたい。先ほど事務局から説明があったが、現在、本来額から 7% 削減をしている状況である。

委員 意見ということではないが、削減の根拠となる理由と期間を示して欲しいというふうに昨年の審議会でも話があったので、何かここで示してもらいたい。

事務局 昨年報酬審からの意見を頂戴しまして、その意見を踏まえて、今年の2月議会で7%削減を継続する条例を提出しました。その際の議員からの質疑に対する市長の答弁が、市長の政策的判断の考え方としますので、その部分を読み上げます。

まず議員から、特別職、管理職の報酬手当の削減についてお伺いをしますと質疑がありました。そして、市長から、「現在行っている削減は平成13年4月から財政健全化の一環として始め、現在も私の政治判断として継続、実施しております。この間、財政健全化の道筋をつけることができたことや、道内他都市の状況、報酬等審議会からの意見を踏まえると現時点で元に戻すということも選択肢の一つとしてございました。ただし、わたしの中ではサンプラザ問題で結果的に市民の皆さんに負担を強いてしまったことに対する責任の一端を感じており、28年度も削減を継続することを決断したところであり、この問題がどう決着するかによって見直しの結論を出すべきと考えております。」という市長の答弁がございました。具体的に期日が示されている訳ではありませんが、サンプラザ問題というのが、ひとつ政治的判断をするうえで削減の根拠となる理由と我々の方では考えております。

委員 財政から言うとかかなり健全化の方向にあるということで、私はもともと本来的な金額に戻すべきだと思っている。サンプラザ問題というのをどのように考えているのか判断がつきかねるところだが、市長がその問題を気にしているということは理解できた。

委員 サンプラザの問題で、今建物が残っており、それを更地にした場合で解決ということになるのか、その土地に何か建てるか解決になるのか、どちらの段階で判断をするのか。

事務局 この件につきましては、市長の政治判断になりますので、どの段階でサンプラザ問題が決着したと言えるかというのがなかなか難しい問題とところです。

委員 本来額に戻すべきという話は、前回の審議会でも総意として挙げており、どこで解決とするかは難しいが、問題が解決されたあかつきには本来額へ戻すべきだということで、審議会としては意見を述べたいと思う。

委員	特別職の給料をどう判断するかは根拠がなかなか難しい、市の規模等で判断するしかないのではないかという話を昨年した。本来額を苦小牧市の規模で見ると、他市と比べて順当なところと思われるが、苦小牧市以外もかなりのところが独自削減をしている。ここに苦小牧市が本来額に戻すとかなり高くなってしまうと思うが、他市が独自削減をしている理由等は大体把握しているのか。
事務局	他市がなぜ独自削減をしているのかということについては、全て把握している訳ではないのですが、財政問題が大きい理由だと思います。それ以外に、市長の公約というものも見受けられますが、調査を行っているわけではないので確定的なものではありません。
会長	そのほか何かあるか。
委員	なし。
会長	これで諮問事項と意見を求められたことは大体終わったので、意見をまとめると、推進委員の報酬額については、従来どおり月額 33,000 円ということで答申をすること、特別職の報酬等については、本来額については概ね妥当な金額であること、現在行っている市長独自の削減額については、市長の意向を尊重して、懸案が解消されるまで続けられることはやむを得ないと判断するが、解消された際には、一刻も早く本来額に戻すべきであると、このような意見をつけて市長に答申等を行うことでよろしいか。
委員	はい。
会長	それでは以上をもって審議会を閉会する。大変お忙しい中御参加いただき、また、有意義な御意見を頂戴し感謝する。今後ともよろしく願います。